

労働・助成金情報 特急便

第 48 号 (2015 年 10 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

今月は、労働時間を減らしたり、有給休暇の取得促進を行ったりした場合の助成金についてご紹介したいと思います。どうぞご参考になさってください。

職場意識改善助成金とは

➤ 中小企業が、労働時間等の設定の改善（※）により、労働時間の適正化・職場の意識改善等を進めるなど業務管理の改善を行い、かつ、年休取得率または所定外労働の削減など、一定のレベル以上の数値目標を達成した場合に支給されるものです。3コースのうち、1つを選ぶこととなります。

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇などに関する事項についての規定を、労働者の生活と健康に配慮するとともに多様は働き方に対応して、より良いものとしていくことをいいます。

① 職場環境改善コース

労働時間の適正化、残業の削減、有休の取得促進を行うためのコースです。

② テレワークコース

テレワークもしくはサテライトオフィス導入のコースです。

③ 所定労働時間短縮コース

法定労働時間 4 4 時間の事業所の労働時間短縮のためのコースです。

【対象事業主】

① 職場環境改善コース

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が 1 3 日以下、かつ月間平均所定外労働時間が 1 0 時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

② テレワークコース

テレワークを新規で導入する中小企業事業主。試行的に導入している事業主も対象です。

③ 所定労働時間短縮コース

労働基準法の特例として法定労働時間が 4 4 時間とされており（特例措置対象事業場：商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業）かつ、所定労働時間が週 4 0 時間を超え週 4 4 時間以下の事業場を有する中小企業事業主

【目標の設定】

① 職場環境改善コース

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を 4 日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を 5 時間以上削減させる

② テレワークコース

- 1 回以上、対象労働者全員に、終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる。
- 対象労働者が終日、在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1 日以上とする

③ 所定労働時間短縮コース

40時間を超える週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること

【支給対象となる取組み】

制度や研修、さらに設備投資のうち、いずれか1つ以上実施する必要があります。

○労務管理担当者に対する研修	○労務管理用ソフトウェア
○労働者に対する研修、周知・啓発	○労務管理用機器、テレワーク用通信機器 (パソコン、タブレット、スマートフォンは対象とならない)
○外部専門家によるコンサルティング (社会保険労務士、中小企業診断士など)	○デジタル式運行記録計(デジタコ)
○就業規則・労使協定等の作成・変更 (計画的付与制度の導入など)	○労働能率の増進に資する設備・機器等 (小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフトなど)

【支給額】

		a, b ともに達成	どちらか一方を達成	未達成
職場環境改善コース	助成率	4分の3	8分の5	2分の1
	限度額	100万円	83万円	67万円
職場環境改善コース設備・機器等の導入・更新	助成率	4分の3	0	0
	限度額	100万円	0	0
		目標達成	未達成	
テレワークコース	助成率	4分の3	2分の1	
	1人あたりの限度額	6万円	4万円	
	限度額	150万円	100万円	
所定労働時間短縮コース	助成率	4分の3	0	
	限度額	50万円	0	

【利用の流れ】

- ①「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を必要書類とともに、都道府県労働局労働基準部監督課(テレワークコースはテレワーク相談センター)に提出し、事業実施の承認を受ける。
- ②事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施
- ③労働局(テレワークコースはテレワーク相談センター)に支給申請